

太田市総合評価落札方式 地域貢献認定事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総合評価落札方式の総合評点算定基準第6条第4項に定める地域貢献(以下「地域貢献」という。)の認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 地域貢献の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、総合評価落札方式の評価項目における地域貢献認定申請書(別記様式第1号)により申請をするものとする。

2 申請者は、申請書に地域貢献の有無を判断するための客観資料を添付しなければならない。

(認定手順)

第3条 地域貢献の認定手順は、次のとおりとする。

(1) 市長は、入札審査委員会において当該申請内容を予め審査させるものとする。

(2) 入札審査委員会は、審査結果を取りまとめ、意見として市長に提出するものとする。

(3) 市長は、入札審査委員会の意見を参考に地域貢献の有無を判断する。

(認定)

第4条 市長は、前条第3項の規定により地域貢献があると判断したときは、申請者に地域貢献認定書(別記様式第2号)を交付するものとする。

2 この地域貢献認定書における有効期間は、次のとおりとする。

(1) 地域貢献の事実発生の日が属する年度に認定する時の有効期限は、翌年度4月1日から3月31日までとする。

(2) 地域貢献の事実発生の日が属する年度の翌年度に認定する時の有効期限は、当該認定年度の認定日から3月31日までとする。

3 市長は、地域貢献がないと判断したときは、申請者に地域貢献認定申請却下通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(その他)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月15日から施行する。